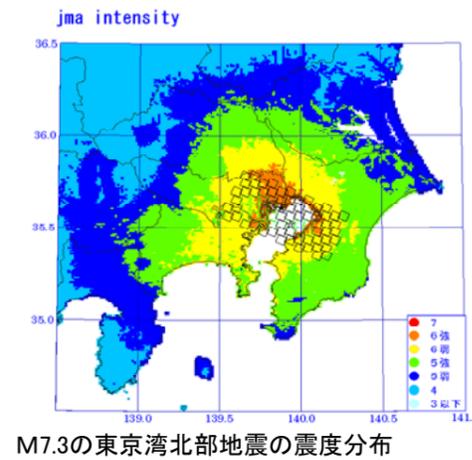


首都直下地震応急対策活動要領の概要

平成18年4月中央防災会議決定
平成22年1月 同 修正

背景

- ▶ 首都直下地震対策大綱(平成17年9月)
 - ・政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した活動要領の策定
 - ・被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画
- ▶ 主な対象地震：東京湾北部地震(M7.3)



政府の活動体制

▶ 緊急災害対策本部の設置

設置場所の優先順位

- ①官邸
- ②中央合同庁舎5号館
- ③防衛省
- ④立川広域防災基地

▶ 緊急災害現地対策本部の設置

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設(有明の丘地区)

※「有明の丘」が使用不能時の設置場所は東京都庁



首都中枢機能継続性確保のための活動

▶ 首都中枢機関

- ・職員及びその家族の安否確認、直ちに要員の参集
- ・首都中枢機能継続のための体制を整え、業務継続計画に基づき活動を的確に実行

▶ 緊急災害対策本部、現地対策本部

- ・首都中枢機関の機能継続のため、情報を収集・分析して支援策を検討の上、必要な措置を実施

主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

○救助・救急・医療・消火活動

(警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

＜関係都県に対する広域的応援＞

- ・救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- ・非被災道府県に対する消防応援の要請



○食料、飲料水等の調達

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛省、海上保安庁)

- ・主要な物資を中心とした調全体制の整備
- ・緊急度、重要度に応じた調達活動



○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛省、消防庁)

＜交通の確保＞

- ・道路交通規制
- ・道路の応急復旧
- ・航路障害物の除去

＜緊急輸送活動＞

- ・自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- ・船舶、航空機を用いた緊急輸送
- ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(東扇島地区)における緊急輸送活動の支援

